

平成27年3月16日

建設工事における失格判断基準の引上げについて

1 改正の経緯

建設工事の入札におけるダンピング受注など過度な価格競争により、建設労働者の労働環境は悪化しており、離職者の増加や、若年入職者の減少など、将来の公共工事の担い手不足が課題となってきた。このため、平成25年度以降、必要な経費の確保に向けた取り組みを国とともに進めてきたところです。

2 改正の目的

受注者の法定福利費等の適正な負担に向けた改正を平成25年度以降順次進めてきており、県としても最低限必要なコストとして、現場の品質に関する建設労働者の法定福利費等を適正に負担していく必要があることから失格判断基準算定式を見直すものです。

3 改正の内容

- 一般管理費計上額の20%を新たに失格判断基準算定式に追加する。
- 平成27年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知を行う案件から適用。
- 土木工事における計算式の改正内容。

改正前		改正後	
計算式		計算式	
直接工事費×0.95	} 合計額	直接工事費×0.95	} 合計額
共通仮設費×0.90		共通仮設費×0.90	
現場管理費×0.80		現場管理費×0.80	
	一般管理費×0.20		

【低入札制度の概要】

右記以外 土木系5工事【「土木一式」、「とび・土工・コンクリート(解体工事を除く)」、「ほ装」、「塗装」、「造園」】等	「建築一式」、営繕工事にかかる【「電気」、「電気通信」、「管」、「とび・土工・コンクリート(解体工事)」】	営繕工事以外の【「電気」、「電気通信」】、上水道工事及び下水道工事にかかる「機械器具設置」
----------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	-----------------------------------------------

